

個人型確定拠出年金制度(iDeCo)の  
普及促進のための  
加入者100万人突破キャンペーンに係る  
記念ロゴマーク使用規程

2018年8月30日

国民年金基金連合会

## 1. 当ロゴマークの使用について

当ロゴマークは、「iDeCo」（個人型確定拠出年金制度）の普及・推進を目的として作成されたものであることから、その目的を理解し、本規程に定められている内容を遵守することを前提に、当ロゴマークを自由に使用することができる。

## 2. ロゴマーク

【カラー】



【単色】（黒色の場合）






## 3. 使用上の注意（禁止）事項

- (1) 「iDeCo」（イデコ）に関係のない内容で使用することを禁止する。
- (2) 当ロゴマークを拡大・縮小する場合は、縦、横の比率を変更せずに行うこと。これ以外の変形を一切禁止する。
- (3) 配色については「4. 色の指定について」（1）で規定するカラー表現を遵守すること。単色で表現する場合は、（2）で規程する単色表現を参照の上、適切に表現すること。
- (4) 当ロゴマークに対して、フチやぼかし、影を付けての使用を禁止する。







- (5) 当ロゴマークに対して、例えば「100万人」の部分のみを大きくするなど、パーツ単位で拡大、縮小、変形させることを禁止する。
- (6) 法令及び公序良俗に反する、又は反する恐れのある内容で使用することを禁止する。
- (7) その他、著しく不相当と認められる方法で使用しないこと。国民年金基金連合会（以下「当会」という。）が、著しく不相当であると判断した場合は、当会の指示により、当ロゴマークの使用を速やかに中止すること。

#### 4. 色の指定について

##### (1) カラー表現

					
CMYK	C100% M20%	M60% Y80%	C60%	M60%, Y80%, K80%→ M60%, Y80%, K40% グラデーション	M60%, Y80%, K65%→ M60%, Y80% グラデーション
RGB	R0 G140 B214	R240 G132 B55	R84 G195 B241	R86, G37, B0→ R170, G91, B33 グラデーション	R119, G59, B7→ R240, G132, B55 グラデーション
WEB	#068cd6	#f08437	#54c3f1	#562500→ #aa5b21 グラデーション	#773b07→ #f08437 グラデーション
特色	PANTONE 7461 CP	PANTONE 164 CP	PANTONE 2985 CP	PANTONE 164 CP, Black CP80%→ PANTONE 164 CP, Black CP40% グラデーション	PANTONE 164 CP, Black CP65%→ PANTONE 164 CP グラデーション

## (2) 単色表現 (黒色の場合)

						
K	K100%	K80%	K70%	K40%	K100%→K80% グラデーション	K100%→K40% →K70% グラデーション
RGB	R34 G24 B21	R51 G51 B51	R114 G113 B113	R181 G181 B182	R34, G24, B21→ R51, G51, B51 グラデーション	R34, G24, B21→ R181, G181, B182→ R114, G113, B113 グラデーション
WEB	# 221815	# 333333	# 727171	# b5b5b6	# 221815→ # 333333 グラデーション	# 221815→ # b5b5b6→ # 727171 グラデーション

※単色の印刷の場合はグレースケールを使用して、スミ(黒)もしくは濃い色を使用すること。  
特色で色分けして使用する時は、前ページカラー表現の特色指定を使用すること。

## 5. 禁止規程

(1) 下記のような誤った使用は禁止する。

色を変えてはならない



変形してはならない



傾けて表示してはならない



他の要素を加えてはならない



周辺に他の図形を配置してはならない



要素を分割して使用してはならない



識別性を損なう表示をしてはならない



影をつけてはならない



反転の表現をしてはならない



(2) 可読性を損なうサイズでの使用を禁止する。

- 左右幅40mm以上での使用を推奨する。



## 6. その他

- (1) 本規程に反する、又は反する恐れのある当ロゴマークの使用により、使用者と第三者との間で紛争等が生じた場合は、使用者の一切の責任と費用負担において当該紛争等を解決すること。
- (2) 本規定に反する、又は反する恐れのある当ロゴマークの使用により、当会に対して損害を与えた場合は、当該損害を賠償すること。
- (3) その他、当ロゴマークの使用にあたり疑義が生じた場合は、以下の連絡先まで問い合わせること。

### 【連絡先】

国民年金基金連合会 確定拠出年金部 企画調査課

〒106 - 0032

東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル9階

電話：03 - 5775 - 1557